

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（長野県在住者用（国内在住者））

長野県観光部国際観光推進室

必要書類	新規	登録事項 の変更	再交付	備 考						
1 申請書 (様式あり)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新規：全国通訳案内士登録申請書 (第四号様式 通訳案内士法施行規則第十六条第一項関係) ・変更：登録事項変更届出書 (第六号様式 通訳案内士法施行規則第十九条第一項関係) ・再交付：登録証再交付申請書 (第七号様式 通訳案内士法施行規則第二十条第一項関係) ※複数言語申請の場合は、言語毎に作成 ※申請書に記載する氏名及び住所 日本国籍を有する者 日本語…氏名・住所とも住民票等に記載されているもの 英語…氏名のみローマ字で記載し、住所は記載不要						
2 健康診断書 (様式あり)	○			・医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行したもの						
3 合格証書の写し	○	(○) ※1	○	※1 転入の場合は必要						
4 宣誓書 (様式あり)	○			・氏名欄は自署捺印						
5 写真(2枚)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・最近6ヶ月以内に撮影のもの ・無帽、正面、上半身、無背景 ・大きさ 縦3.0cm、横2.4cm ・カラー、モノクロどちらでも可 						
6 登録証		○	(○) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月31日までに交付された「通訳案内業免許証」も、登録証とみなされます。 ※2 紛失の場合は発見時に返納すること 						
7 登録事項の変更が行われた事実を証する書類		(○) ※3		<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所変更</td> <td>※3 住所変更の場合は不要</td> </tr> <tr> <td>氏名変更</td> <td>戸籍抄本 (3か月以内に発行されたもの)</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	必要書類	住所変更	※3 住所変更の場合は不要	氏名変更	戸籍抄本 (3か月以内に発行されたもの)
変更事項	必要書類									
住所変更	※3 住所変更の場合は不要									
氏名変更	戸籍抄本 (3か月以内に発行されたもの)									
8 手数料	5,400円	4,200円	4,200円	・県の収入証紙による						

○「全国通訳案内士登録書」は各言語につき1枚発行します。

複数の言語について登録する方は言語ごとに登録証の交付申請を行ってください。

○申請の手続きは、原則として申請者本人が申請窓口において行ってください。

○これまで、登録申請の際に、住民票の提出が必要でしたが、平成27年4月より住民基本台帳法に基づく事務利用に「通訳案内士法に関する事務」が加わったことで、住民票の提出の必要がなくなりました。

【問合せ担当窓口】

長野県観光部国際観光推進室

所在地 長野市南長野幅下692-2（長野県庁 本庁舎2階）

電話 026-235-7252（直通）

【申請窓口】

最寄りの地域振興局 商工観光課